

平成30年9月甲良町議会定例会会議録

平成30年9月21日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 認定第1号 平成29年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 平成29年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 平成29年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 平成29年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 平成29年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第7号 平成29年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第8号 平成29年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第9号 平成29年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第11 議案第55号 平成30年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第56号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第57号 平成30年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 発議第3号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議（案）
- 第15 発議第4号 第三者委員会に対する公平公正な情報提供等を求める決議（案）
- 第16 議員派遣について
- 第17 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康

5 番 野 瀬 欣 廣
7 番 宮 寄 光 一
9 番 西 川 誠 一
1 2 番 丸 山 恵 二

6 番 阪 東 佐智男
8 番 木 村 修
1 1 番 西 澤 伸 明

◎会議に欠席した議員（1名）

1 0 番 建 部 孝 夫

◎会議に出席した説明員

町 長 野 瀬 喜久男
総務課長 中 川 雅 博
税務課長 福 原 猛
住民課長 小 林 千 春
企画監理課長 村 岸 勉
総務課参事 橋 本 浩 美
人権課長 中 川 愛 博
産業課長 北 坂 仁

教 育 長 橋 本 悟
教 育 次 長 西 村 克 英
学校教育課長 上 橋 純 子
社会教育課長 大 野 けい子
保健福祉課長 米 田 志保子
建設水道課長 中 村 康 之
会計管理者 宮 川 哲 郎

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌 間 忍

書 記 藤 井 千 恵

(午前9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、平成30年9月甲良町議会定例会第4日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 西澤議員、1番 岡田議員を指名します。

日程第2 認定第1号から認定第9号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

木村委員長。

○木村予算決算常任委員長 それでは、朗読をもって報告に変えさせていただきますと思います。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

平成30年9月21日。

予算決算常任委員会委員長 木村修。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査結果。

事件番号、件名、審査の結果というふうに順番にいきますので、よろしくお願ひします。

認定第1号 平成29年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第2号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第3号 平成29年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第4号 平成29年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第5号 平成29年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第6号 平成29年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定

について、認定すべきものと決定。

認定第7号 平成29年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第8号 平成29年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第9号 平成29年度水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について、認定すべきものと決定。

審査経過。

認定第1号 平成29年度甲良町一般会計歳入歳出決算。

歳入の部。

税目別の不納欠損の件数と不納欠損の理由別件数はとの問いに、町県民税22件、固定資産税44件、軽自動車税42件の計108件で、理由別件数は、執行停止4件、時効によるもの104件とのことであった。

不納欠損の滞納理由に、生活困窮が多く挙げられているが、生活困窮とする判断基準は設けているのかとの問いに、現在は各課での判断となり、町として統一した基準は設けていないが、速やかに徴収対策委員会の中で検討していくとのことであった。

固定資産税の国有資産所在町交付金7万1,000円の場所はどこかとの問いに、正楽寺山にある国有林とのことであった。

東海道新幹線や名神高速道路、近江鉄道は課税されているのかとの問いに、東海道新幹線と近江鉄道は鉄軌道として課税されており、名神高速道路は非課税とのことであった。

不動産売り払い収入の収入未済額60万円の内容はとの問いに、昭和53年の宅地分譲代金の滞納分1件であり、現在は分納で納められているとのことであった。

雑入のその他雑入264万8,000円の内容はとの問いに、コピー代や広報こうらの広告代とのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

歳出の部。

職場のハラスメント防止に関する制度が整備されたが、相談先と実績はとの問いに、内部の相談窓口は総務課、外部の相談窓口は弁護士であり、実績は1件あったが、ハラスメントではなかったとのことであった。

定住自立推進費の小さな拠点づくり推進事業で、藤堂高虎ふるさと館を整備したが、集客などの状況はとの問いに、29年5月オープン当初、集客は少なかったが、30年1月、こんきくらぶに広告掲載した結果、2月以降集客増となったとのことであった。

電子計算機のパソコンリース料1,296万円は、昨年より89万5,000円増加した理由はとの問いに、28年度途中で133台のパソコンを更新したことに加え、29年度で11台増設したことによるものとのことであった。

子育て包括支援推進事業、児童虐待防止事業で、虐待の件数は把握しているのか、また、どのような対応が必要と考えられるかとの問いに、虐待と認識している件数は50件であり、ネグレクトが一番多く、次に心理的虐待が多い。特に義務教育の子どもがいる家庭では、安心した家庭の中で子育てできるように、支援の整備が必要とのことであった。

環境衛生費の太陽光発電設備設置補助金70万円の内容はとの問いに、個人の住宅に対し1件10万円の補助金で7件分とのことであった。

地方創生推進事業により、長寺西区で行われているゆず生産拠点事業の運営主体はとの問いに、一般社団法人ゆずのだいどこを立ち上げて運営されているとのことであった。

教育総務費の地域教育力向上支援事業活動費102万4,000円の内容はとの問いに、県費教員が町、教育委員会や長寺、呉竹両センターに町職員として採用された場合の人件費の差額分とのことであった。

教育振興費の特別教育支援員設置事業883万5,000円の内容はとの問いに、普通学級において支援が必要な児童、生徒に対し、能力やそのときの気持ちに合わせた学習や活動の支援を行う支援員で、東小3名、西小4名、中学校3名の計10名を設置しているとのことであった。

社会体育費の公園等施設管理委託439万8,000円は前年より16万2,000円増加した理由はとの問いに、総合公園の除草作業やトイレ掃除代で、シルバーに委託しているものであり、シルバーへの委託単価が上昇したためとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

滞納世帯への資格証明書及び短期被保険者証の交付状況は、またその交付基準はとの問いに、資格証明書の交付は16世帯16名、短期被保険者証の交付は40世帯65名あり、18歳未満の12名には通常の被保険者証を交付している。また、交付基準については、未納はあるが分納されている世帯には短期被保険者証、未納から1年を経過して納付がなく、納付相談にも応じない世帯には資格証明書を交付しているとのことであった。

県統一の保険料になると保険料が上がると思うが、どのように考えているかとの問いに、30年度は個人の保険料は全体的に下がっているが、統一されることで、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式の課税方法を36

年度をめどに資産割を除く3方式の課税方法に変更することから、保険料は2年ごとに見直し、段階的に県統一保険料に合わせていきたい、また国保会計の中でも事業のスリム化を考え、借入金の減少に努めたいとのことであった。

192名の滞納者の中で、分納誓約している人数は何名かとの問いに、分納誓約している方は26名であり、新規滞納者をつくらないことが監査でも指摘されており、こまめに電話等で連絡をとり、収納率向上に努めたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 平成29年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

水洗化率が79.81%と県平均に比べ低い、滋賀県や本町の水洗化補助制度の状況はとの問いに、滋賀県には補助制度はないと認識している、町では生活保護世帯や非課税世帯に対し、一部補助制度があり、実績としては、生活保護世帯5件、非課税世帯11件を補助しているとのことであった。

不納欠損16万5,570円の内容はとの問いに、5名分の不納欠損であり全員、地方税法第18条による5年の時効によるものであるとのことであった。

受益者分担金の滞納額13万4,000円の内容はとの問いに、26年以前の3名分の滞納額であり、27年度に一括納付してから汚水ますを設置するよう規則改正したとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第4号 平成29年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。

事務費繰入金753万7,000円の内容はとの問いに、一般会計から職員1名分の人件費相当額の繰入金とのことであった。

滞納者の状況はとの問いに、滞納者は57名であり、そのうち、分納誓約履行者が35名、分納誓約不履行者が13名、誓約なしが9名とのことであった。

新築資金等貸付金を680名に貸し付けているが、どのような資金かとの問いに、住宅新築資金と持家住宅資金、住宅改修資金とのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 平成29年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。

残地についての分譲方針はとの問いに、端数の残地については、隣地の方と協議し、まとまった残地については、公募等売りやすい方法で考えていきたいとのことであった。

町有地を個人使用しているところがあるが、ロープ等を張ってはどうかと

の問いに、確認し、対応していききたいとのことであった。

ほかにも質疑や指摘があった。

認定第6号 平成29年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

29年度町内の方1区画、町外の方1区画の販売があるが、町外1区画の購入者は甲良町にゆかりのある方かとの問いに、町内出身者ではないとのことであった。

最近の社会情勢では墓地の需要が減っているように思う。町内の販売が難しい中、町外向け販売価格を下げてはどうかとの問いに、販売促進に向け、今後検討していききたいとのことであった。

認定第7号 平成29年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算。

高齢者の要介護認定率の推移はとの問いに、27年20.0%、28年19.9%、29年18.6%であるとのことであった。

利用料が高くて、利用を控えてるという話を聞くが、実情はとの問いに、担当課としては把握していないとのことであった。

保険料の収入未済額、▲40万2,500円の内容はとの問いに、29年度末に死亡等により資格喪失された方の社会保険庁への還付処理ができていないためとのことであった。

保険料軽減のため何か考えられないかとの問いに、経済的な面では考えていないが、高齢者の健康づくりに力を入れていききたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第8号 平成29年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

特に質疑はなかった。

認定第9号 平成29年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

29年度に給水停止した件数とその後の状況はとの問いに、給水停止は3件で、停止後來庁され、納付相談した結果、一部入金され、分納誓約したとのことであった。

有収率低下の要因はとの問いに、配水管の漏水、消火栓や防火水槽の使用等が考えられる。対策としては、漏水調査を行い、水道メーター交換が32年度予定であるが、1年前倒しし、31年度から始め、3年間で全町の交換を行いたいとのことであった。

漏水還付、33万9,530円の内容はとの問いに、漏水還付申請が30件近くあり、3カ月の使用料平均に基づき還付しており、冬場の配水管凍結により破裂したため、30年度にも還付が生じるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上でございます。

○丸山議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成29年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 反対討論します。

この会計におきまして、新たに平成27年度以前の未納金額が平成30年8月現在に約5,000万円があり、平成29年度の不納欠損に1,200万円ということで合計6,200万円という公金横領絡みの金額が発覚しました。私が監査を行ったのが大規模データと言われるもので、大規模データは収納されているデータを改ざんしているものであって、未納者データと違っており、未納者データを大規模データより先に精査を行い、町民の真の未納であれば請求書や催告書を送り、時効の中断なりを行っていかねばならないのに、それに対してどのように対処したのか何の説明もなしに、この会計を承認するわけにはいきません。

議員必携の266ページに、決算審査の着眼点というところで、不納欠損額が出ている場合には、なぜ不納欠損となったものか、執行当局が十分に徴収の努力をしたにもやむを得なかったものなのか、反対に、努力が不十分であったと言えるのか、よく見きわめて判断をすべきであります。

また、この未納者データの6,000件のうち2,000件を削除したことにより、公金横領事件の解明にすごく影響したということが、これで明らかになりました。未納者データというものは極めて重要なデータであり、2,000件程度は大したデータではない、ちゃっちゃとやったと報告を前北川町長のときに報告されましたが、全く行っていないことが判明し、29年度の決算によって1,200万円ものの欠損を行い、本来の請求権をみずから放棄したことにより、町民に大きな損害を与えております。これは、すなわち時効を迎えさせたことに処分追加を怠っていたのではないかと疑われてもおかしくないことです。

このような決算に対して、絶対に許されることはないと思いますので、反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。反対討論を行います。

去る委員会で、決算認定の重みを薄めるような討論がありましたので、改めて決算認定評価の持つ重要な意義を考えてみたいと思います。

議会が認定不認定を下す意義を不当にさげすむことにつながりかねません。確かに決算とは終了した事業です。しかし、私が言うまでもなく、甲良町政においては町民のために税金が正しく使われているのか、その原因がどのようなものであったのか、そして、町民に喜ばれる事業であったのか、改めるべき点はなかったのか、議員それぞれの立場と信念から評価を述べ、次年度から事業に生かす方策を示す議員としての大事な仕事であります。

私は次の諸点で決算を見ました。まず、3億2,400万円の合計の滞納金をどう見るかです。この滞納金は、確かに野瀬町長町政以前からの累積であり、野瀬町長だけの責任とは言えません。しかし、この克服方向を踏み出しているのかどうか、重要だと考えます。そこを見ると、滞納の多さ、1つの原因である貧困にどのような手当を打ち出したのか、ほとんど方向が示されていません。どの町民も感じている高過ぎる介護保険料、子どもにかかる大きな経済的負担、今年の猛暑対策などなど、少額でもできる弱者へのメッセージはほとんど感じられませんでした。滞納の原因の一つが、町政への不信、なめられているというのが委員会でもこもごも指摘されました。つまり、町民の暮らしに寄り添うという温かな姿勢に欠けることと関連をして、各種の支払い義務をしっかりと果たさせるという毅然とした姿勢に立てないでいることです。町長初め、幹部職員が説得できる立場が極めて弱いということを指摘しなければなりません。つまり、全体の奉仕者としての信念が持てないこととつながります。

徴収対策本部が機能をしていないと監査報告で指摘されていますが、野瀬町長と担当幹部がセットで、問題を抱える町民宅へ説得に出向くぐらいの勢いを出さなければ、解決方法へ動き出さないと考えます。

滞納問題では、もう一つ、今期の不納欠損処理に関わる不明朗さです。町税関係で約450万8,000円、国保税で約681万9,000円、合計で1,132万円不納欠損となり、横領事件と収納システムの解明がおくれたまま、あるいは手がつけられないまま不納欠損。つまり、町の債権の喪失ということになってしまったと見られます。

9月5日に提出された資料で見れば、監査請求額7,556万9,997円とは別の未納金額約5,000万円が判明したとされたので、これが全く理解できない処理となっています。さらに野瀬町長が就任してからもうすぐ1年になるにもかかわらず、町民に対して着服事件及び被害額の全容解明もその報告もいまだにされていません。これでは野瀬町政が掲げた町政の信頼回復はほど遠いのではないのでしょうか。社協のデイサービスからの撤退に関

しては、社協という福祉事業を担う特別な団体として、また介護保険事業に係る保険者としての町の特別な責務からしても、さらに指定管理の制度からしても継続を強く指導する義務を町政は負っていると考えます。

撤退の方向が議会で明らかになったのは、ちょうど1年前です。この間、親しまれ、愛され、社協、デイサービスをぜひとも受け続けようとする熱意は感じられないのが残念であります。改めて、継続の働きかけを強く要請するものです。

そこで、野瀬町長自身の政治姿勢も基本点で見ておかなければならないと思います。1つは、やはりJA東びわこ農協の推薦虚偽記載です。その反省も議員から指摘されてからのおわびであり、報酬の減額もみずから提示することがありませんでした。さらに、議会ルールの軽視も無視できないので、指摘しておかねばなりません。去る11日の予算決算常任委員会の閉会に際して、5日全協での答弁をことごとく撤回され、新たな見解を表明されました。しかも、質問や反論ができない場で町長が表明されています。これでは、議会での答弁の重み、答弁の信用性が崩れてしまうのではないのでしょうか。訂正や撤回は質疑ができる状態の中で行うべきだと考えます。

もう一つは、台風21号への危機対応の問題です。台風21号は、かなり早い時期から、遅くとも2日の時点では強烈で、近畿地方への進路が予測されていました。防災会議の招集も含め、危機対応での迅速性が求められ、被害状況の確認も大変お粗末な状況でした。これも町民の不安困難に根っこから寄り添う体制がおざなりになっているからだと考えます。

一方、町民と接する現場は、よく努力されていると評価したいと思います。住民から寄せられている声を一部紹介して、改善につなげてほしいと思います。外出支援サービスは、定期受診だけではなく、診察全般に広げてほしい、配食サービス利用条件のハードルを低くしてほしい、町有地の雑草の管理を定期的に行うようにしてほしい、子ども虐待における背景、原因を掘り下げて、体制を強化してほしいなどです。

庶民生活は年金が下がり、賃金の平均が上がったと言えども、物価上昇に追いつかない現状があり、町政は苦しい中でも、暮らし、子育て、営業支援の予算を充実させ、横領額の全面回復、システム改ざんの修復完成を強く要請して、本決算は認定できないことを表明して討論を終わります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。私も反対討論します。

先日の委員会では賛成いたしました。その後におきましたこの5,000万という数字が出てきました。未納金額5,000万円という数字が出て

きました。決算書と照らし合わせましても、つじつまの合わないようなことが多くあり、これでは決算書とは言えないというふうに私は考えます。

よって、この29年度の決算の概要につきましては、行政のほうは12月までの全協でとおっしゃっていますが、それまではやはり反対していかなければならないと思います。私は認定に反対します。

○丸山議長 ほかにありませんか。

8番 木村議員。

○木村議員 私は、賛成の討論をさせていただきます。

今、何人かの方の反対討論を聞いておりました、まさしくそのとおりだと僕も思っております。思っておりますけど、なぜ賛成するかということは、野瀬町長1年ですね、約1年、それで、再度各課で本当に、ちょっと言葉悪いですけど、ふんどしを締め直してですね、絶対頑張っしてほしいという意味を込めて賛成をしたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 着席。

賛成5人、反対5人です。可否同数であります。可否同数の場合は、地方自治法116条第1項の規定により、議長の採決とあります。

したがって、私の意見は可決です。したがって、決定しました。

次に、認定第2号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 国保会計の着服事件と関連をして、不納欠損の不明朗さが非常に際立っています。いまだに税目も年度もわからないものがあり、そのうち時効を迎えてしまっているのだと見られますし、そういう説明がありました。資格証明書、短期証明書は原則発行しないとの立場に立ち、町がしっかりと町民の暮らし、健康をサポートする、そして、税金の収納ですから、経済の対価による差し押さえなり、それに対応する分納誓約なりを説得するというのが立場だということに思います。

やはり、保険証は命綱です。道理と納得を尽くすことが行政側の最大の任

務でありますし、今回の決算については、先ほどの全協の中でもありました不納欠損の不明朗さ、このことが最大の大きな決算としての認定できない理由となりますので、理由を述べて反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 反対討論を行います。

この会計においても公金横領絡みの不納欠損があるということで、一般会計と同じく対処の仕方が不明朗ですし、6,000件データの精査を行い、きちっとした金額が出ない限り、このような決算を認めるわけにはいきませんので、反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

賛成5人、反対5人です。可否同数であります。可否同数の場合は、地方自治法116条第1項の規定により、議長が採決するとあります。

したがって、認定第2号は、議長、私、可決です。可決と採決しました。

次に、認定第3号 平成29年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第3号は可決されました。

次に、認定第4号 平成29年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 この事業も同和対策事業として位置づけられ、また、町としては

最重要課題として取り組んできたわけですが、それにもかかわらず、町の滞納金の約半分を占めるまでになってしまいました。負の遺産となっています。この現状を打開するには、ここに至った原因を徹底して解明し、住民に明らかにし、ともに解決に向かう道筋を示すことがとても大切です。

長年、町の幹部を務めてきた同和対策事業にも深くかかわってきた野瀬町長には、その解決の先頭に立つ責任があると考えています。このことを強く申し上げておきたいと思えます。この事業の成果と反省を検証することを求めて、決算認定としては認定できないことを表明させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成29年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これ討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 平成29年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 到着席願います。

起立全員です。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 平成29年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。昨年度第6期の保険料は、大津市に次いで県下で2番目、今年が一番高い保険料となりました。第7期です。高齢者の約2割はこの保険を利用せずにいるというのがおよそどの自治体でも同じ傾向だということです。

生物現象による老化以外による疾病、障害、これらを未然に防ぐ全町挙げての健康のまちづくりは待ったなしと言われていながら、この間部分的な努力に終わってしまいました。せせらぎ遊園のまちづくりを根本的に検証し、真にどの町民の命が大切にされるまちづくりへと切りかえることが切実に求められています。そのことを求めて、介護保険料の引き下げも十分に検討されることを改めて求めて、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 反対討論します。

介護保険に関しましては、今、西澤議員も述べましたように、昨年は大津市に次いで2番目でした。今度は3期にわたってはトップ、大津市は4番目か5番目になるような感じになっています。多賀、豊郷、長浜とか、その辺も高くなってきてるわけですけど、甲良町におきましても以前から高いわけですけど、やはり私が思いますに、高額納付者は元気な方が多いんです。やっぱり負担割合が多いと。何でこんなようけわしら持たな、使っていないという声もよく聞きます。やはり下げる方向を早くやっていただくべきだというふうに思いますので、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 到着席願います。

起立多数です。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号 平成29年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 委員会でも述べましたが、後期高齢者、つまり75歳以上の方を囲い込んで、別の保険制度に導入する、そして、医療制度も差別的な医療制度となっています。そういう点、根本的に改める必要がありますし、町としては従っていくという点もありますけれども、批判的な見解はこの間聞かれたことはありません。そういう点でも、人権のまちと標榜するならば、この差別的な、高齢者を差別する75歳以上の方をそういうように囲い込んで、疾病の多い方が同じ保険に入るわけですから、当然保険料が上がってくるのは必至です。そういうことについて、批判的な見解、きちっと持つということ求めて反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号 平成29年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 水道事業については、盗水疑惑の調査の特別委員会も設置をされて、提言がなされました。いまだに盗水の疑惑が町内では渦巻いています。そういう点でも、町民の中にはこの盗水疑惑のうわさをする方もいます。現にあるのかもしれませんが。

そういう点では、以前からも言ってますが、盗水疑惑なしの宣言ができるまちにぜひしてほしいと。これこそ、人口減少の問題で言っても、うさん臭い内容が残っている限り、甲良町の定住、それから移住そのものもなかなか難しい現状です。そういう点では、その1つである明朗な水道会計にしていこう上でも……。

○丸山議長 傍聴者、静かにしてください。傍聴されている方、静かにしてください。

○西澤議員 ぜひとも盗水疑惑は一切解消されたという宣言ができる体制を求めて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。賛成討論を行います。

全協でも述べましたが、今の盗水疑惑に対する31年度からのメーター交換が始まります。メーター交換に当たりましては、どのような方向でやるのか議会にも示していただいて、職員が立ち会うのか、別な近隣の業者にやらせるのかと、いろんな問題が質疑されております。その辺をもう一度見直していただいて、実施していただくことをお願いして、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、日程第11、議案第55号 平成30年度甲良町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 今回の補正予算に町民から要望されていまして。私もそのかわりがありました。中学校のグラウンドでのバックネットの改善が盛り込まれた予算があります。6月議会で実施をする、補正にて対応するという答弁がありました。そのとおり計上されています。

また、補正予算ではこれから冬場に向かう暖房費の補助、こういうのは一般質問でも求めてまいりましたが、不十分なままになっています。たとえわずかでも日ごろ徴収するばかりの町が、住民の暮らしのことを少しは考えてくれている、こういう心温まるメッセージになるとふだんから思っています。また、ふるさと納税の積立金も、子育て、教育の応援施策に使っていただきたいことを改めて申し上げて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、日程第12 議案第56号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これ討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、日程第13 議案第57号 平成30年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これ討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第14、発議第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 発議第3号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議(案)。
地方自治法112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

平成30年9月21日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員、山田裕康議員。

賛成者 西川議員。

○**丸山議長** 本案については、山田裕康議員から提案説明を求めます。

山田裕康議員。

○**山田裕康議員** これは、朗読をもって報告させていただきます。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議(案)。

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、滋賀県における産業振興や観光文化、交流等を促進するとともに、関西各地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、甲良町議会は、関西、特に大阪における国際博覧会の開催の意義に支持するとともに、誘致実現に向け賛同するものであり、国、大阪府、大阪市や経済界とともに積極的に取り組むこととする。

以上、決議する。

平成30年9月21日。

甲良町議会。

よろしく申し上げます。

○**丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。

全協の場でも明らかになりましたが、この万博、国際博覧会を推進をしている大阪府がIR、カジノと一体に進めようとしている点が明らかになっています。この点で、私たちは、万博、国際博覧会そのものの理念に反対しているわけではありません。むしろ、産業振興などにつなげるこの決議案にあ

るとおりを進めようとするれば、カジノを一体として進めること自体に大変矛盾があるというように感じています。

そこで、見解を述べさせていただきます。

カジノ法が強行されました。実施法ですね。7月20日、延長国会でカジノ実施法が強行されたわけですが、これは、刑法が禁じてきた民営賭博をアメリカカジノ大手業者の言うままに解禁する点でも、それから、震災、豪雨災害への救済対策は二の次になってしまっていて、カジノ最優先で国会審議を強行した点でも、二重三重に国民利益と世論に背くものだと考えます。大阪でも世論の多数はカジノは反対です。

そもそも、立法の動機が不純であります。法案審議の中で、カジノ解禁法、推進法の提案者だった自民党維新の衆議院議員がアメリカカジノ関係者からパーティー券などの資金提供を受けていたことが明らかになりました。前例のない民営賭博禁止法なのに、なぜこれが刑法の賭博罪の対象にならないのか、まともな説明も議論もありませんでした。カジノに公益性などなく、違法性が極めて高いものだと考えます。

また、世界一の規制などと言いますが、週3日の入場規制だとか、入場料6,000円で、これでは依存症対策になりません。カジノ場の免責上限など、肝心の項目は法律に書き込まれませんでした。カジノ業者は顧客に借金を出し付けることができるなど、際限なくカジノにのめり込ませ、食べ物にできる仕組みになってしまいました。

また、経済成長のためと言いますが、カジノの集客力、消費力が大きいほど周辺地域、つまり、この近畿圏の点では、地域経済は顧客の喪失、売上減少のリスクにさらされるおそれがあります。お隣の韓国では、経済効果を超える深刻な社会的喪失、負の経済効果が指摘されています。カジノがなくても、多様な文化、食の魅力で大阪および関西の観光客はふえている統計があります。

府民の不幸、関西の方々の不幸を食べ物にするカジノを観光戦略や成長戦略と言うのは余りにも貧弱で外れています。府民の世論、関西の世論にも従って、カジノの大阪誘致は断念すべきです。カジノより災害対策、カジノより福祉優先が、充実が大事であります。

本当に万博を誘致したいのであれば、このような危険のあるIR、カジノ誘致はきっぱりと断念すべきことを申し上げて、この決議案が引き金になって万博およびそれに連動したカジノ誘致に進むことを私は懸念をして、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにもありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。賛成討論します。

万国博覧会というのは、前、昭和44年だったですか、大阪の吹田でありましたが、一大イベントであって、関西圏、滋賀県も大いに潤ったと私は認識しております。

それと、今台風21号でちょっと大阪は苦境に、関空の関係とかでいろいろ苦境に立たされているというふうにも思いますし、ここは滋賀県からも盛り上げていくためにも賛成討論としておきたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第3号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第3号は可決されました。

次に、日程第15 発議第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第4号 第三者委員会に対する公平公正な情報提供等を求める決議(案)。

地方自治法112条および甲良町議会会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成30年9月21日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員、西澤議員。

賛成者 西川議員、野瀬議員、山田裕康議員、山田充議員、岡田議員。

○丸山議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案させていただきます。

提出をしてから決議案の修正箇所がわかりましたので、修正をさせていただきます。皆さんのお手元にお配りをしています決議案の修正箇所、文書にしたためました。第三者委員会に対する公平公正な情報提供を求める決議(案)の一部を次のように修正します。

2のところでは、第三者委員会の会議は個人情報を除き、原則公開とする

ことを含め規則を見直すこと。

4つ目のところです。第三者委員会の会議開催予定および協議事項を報告することとなります。これを入れて決議案を朗読させていただきます。

第三者委員会に対する公平公正な情報提供を求める決議（案）。

甲良町職員の服務に関する第三者委員会が設置され、去る8月17日の第1回の会議で、真山達志同志社大学政策学部教授が委員長に選任された。議会に提出された資料によれば、調査依頼事項は（1）公金横領に起因する問題については3項目、（2）税の滞納に関する延滞金返還に起因する問題については3項目、合計6項目を調査対象としている。そして、調査依頼理由として、「事務遂行上の問題について事実関係を調査検証し、自治体職員としてのあり方について再検討するため、町機関以外の第三者に調査を依頼し、提言を受ける必要があるため」としている。さらに、野瀬町長みずから提出した文書の中には「行政機関から影響や関与を受けず、客観的かつ中立公正に調査が進められるよう」とあり、ともすれば町長の思惑が優先しかねないことを想定し、みずから戒める意思が働いていると読み取れる。

これらを受け、第三者委員会におかれては、地方公務員が遵守すべき基準である全体の奉仕者としての精神から逸脱が起り得る原因背景、およびその克服課題にまで踏み込んだ解明を希望し、第三者委員会の調査検証が甲良町政の全身方向を指し示し、中立公正で信頼に足りるものとなるよう期待してやまない。

よって、野瀬町政においては、下記事項の実行を強く要請するものである。
記。

1、全ての情報、相反する見解、資料も含め、全面的に第三者委員会に提供し、調査対象職員および参考人関係者なども一方的に偏ることなく、具体的な対象者を上げて、第三者委員会に提起すること。

2、第三者委員会の会議は個人情報を除き原則公開とすることを含め、規則を見直すこと。

3、事務局（企画監理課）は第三者委員会の開催運営を補助することに徹し、行政の都合で調査検証を誘導することは厳に慎むこと。

4、第三者委員会の会議開催予定および協議事項を報告すること。

5、本決議を含め、議会で議論されている議員の多様な意見、見解を第三者委員会に全て伝えること。

以上決議する。

平成30年9月21日。

甲良町議会議長 丸山恵二。

となっています。若干提案の理由を述べさせていただきます。

今回の第三者委員会は職員の服務に関し、北川町政時代に起きた事案の検証、調査を行うとしており、その目的を自治体職員のあり方の再検討とうたっています。つまり、公務員とはどうあるべきかの報告を求めるものとなっています。であれば、会議は公開し、広く町民の声を反映し、過去の町職員の対応、事業の進め方など、全般にわたって調査および検証が必要なものだと考えます。できれば、町政側がすべからず資料も関係者も調査検証の対象とすべきと考えられます。

近江八幡市の事例でいいますと、庁舎建設に伴って、新しい町長が誕生しました。その新しい町長のもとで第三者委員会が開かれて、その庁舎建設に至る経過、そして、そのことがどうだったのか、つまり正しかったのか間違っていたのかも含めてフリーに論議をする第三者委員会が設置をされて、公開となっています。その公開となった記事が9月8日付の中日新聞に掲載されています。聞くとところによれば、テレビでも放映されたと聞いています。どういう内容が論議をされたかも報道の中で書かれています。

関係する方に聞きましたら、フリーにそれぞれの立場で、つまり、庁舎建設を進めようとしていた前市長さん、そして、その建設を中断をした現市長さんのそれぞれの支持をする議員さん、それからまた町民の方、業者の方々が、それぞれフリーに制限なくきちんと論議をするという場をつくりたいというのが、市長の立場だったというように聞いています。

そういう点でも、どこからも影響を受けずと言いますが、結局事務局が行政側にあります。そういう点ではさまざまな意見、議会で当時交わされた論議、そして今の議員の方々の思いを第三者にきちっと伝える、そしてどういように第三者委員会が受けとめていただいているかということが自然とオープンでキャッチボールができる、そういうことが大事だと思います。何よりも町職員のあり方を求めるというわけですから、そのことがぜひ必要だと思いますので、議員諸氏の皆さんの賛同をぜひお願いして、説明を終わらせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 1つ質問させていただきます。

この1から5番まであるんですけども、特にこの修正箇所には上げられております2番、第三者委員会に行政が提供した情報、記録等は個人情報情報を省き議会に報告することとありますが、どこまでが個人情報なのか、個人情報でないのか、これは行政側が判断して報告しろということですか。お聞きします。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 宮寄議員の質問に答えます。

甲良町の情報公開条例、ここの中に個人情報についてと、それから、それにかかわる文言が記入されています。決議案ですので、そのことを詳しく述べることは避けましたが、当然その甲良町に存在する個人情報、それから情報公開ができない部分、法が定めて、条例が定められています。それにとるとというのが実態だというように思いますし。

それから、心配されておられますのは、町職員。この公務員は個人情報、つまり、私的生活がどうこうという場合を明らかにせよということではありませんが、公務にかかわること、つまり、調査事例、調査項目が6項目にわたっていますので、その調査項目が全て町長の命令ないしは町の中で起こってきた事案に対してどう対応するかという点では、町職員の職務に関することですので、非公開にする必要はないというように思います。

しかし、その中で税金、誰が税金どんだけかとか、それから、町民がどういようように対応してるのかという、そういうような個人情報に当たるところは非公開にして、第三者委員会の委員の皆さんが、3人の先生方が配慮をして公開しないというようにされると思いますので、会議自体を公開をして、その非公開に当たる部分はちゃんと配慮をした会議運営がされるというようになると思いますので、この項目を、町の行政が原則非公開としていますので、町の態度が原則公開にして、その上で、個人情報に当たるもの、個人情報というのはいろいろプライバシー範囲があります。個人にかかわる私生活の問題や、それから病歴などなどありますが、上げるときりはありませんが、個人にかかわることについては、これの対象にすることにはないというように理解をしております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 反対討論をいたします。

大反対というわけではないんですけれども、やはり、個人情報等が漏れるおそれもありますし、いたずらに議会が介入をするおそれもあります。間違った意見、主張を第三者の委員さんに聞かす必要もなかろうかと思っております。

特に、この4番の会議開催予定、いつ開かれるんだとか、そういうことだと思えるんですけれども、委員さんの警備上の問題もあると思います。要らぬことを、情報、こういうことまでは公開しなくてもいいんじゃないかと。

起こったことは、まずこの1番ですね、第三者委員会に定義すること、間違いなく。これは賛成です。3番も、抜粋して読みますと、事務局は検証を誘導することは厳に慎むこと。当たり前のことです。5番の本会議を含め議会で議論されている議員の多様な意見、見解を第三者委員会に全て伝えること。これも当たり前のことです。こういう部分は賛成なんですけども、やはりこの4番がどうしても引っかかる。委員さんにフラットな状況で判断してもらうのがベストだと思います。

よって、反対討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第4号は可決されました。

次に、日程第16 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第17 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 平成30年9月甲良町定例議会の閉会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

9月4日の台風21号の襲来によりまして、9月5日の本会議時間をおくらせていただく中で、9月定例議会が開催をされました。猛暑の暑さ冷めやらぬ9月5日の開会から本日までの17日間の会期につきまして、全日程を終了いただき、まことにありがとうございました。

提案をいたしました報告3件、議案5件、同意2件につきまして、全て可決を同意いただき、ありがとうございました。また、平成29年度の一般会計の決算認定および特別会計8会計の決算審査につきましても全て認定をいただき、ありがとうございました。

特に、累積をしている滞納額の整理に対する数々の質疑、ご提言の一つ一つにつきまして、通知、手続の見直しや新たな取り組みも行いながら、平成30年度決算におきまして、数字で成果の一端が示せるよう努力をする所存であります。議員の皆様の一層のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、今議会では地域防災について数多くのご意見を賜ったところであり、災害対策本部の機能充実と町民全避難訓練に向け、自主防災組織の強化に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えています。

教育力、学力向上につきましても、新教育長とともに抜本対策を講じるとともに、家庭支援についても平成31年度から取り組みがスタートできるよう努力をしてまいりたいと考えています。

人口減少対策については難しい課題ではありますが、住民とともに課題を共有し、地域力向上に向け、粘り強い取り組みにつなげていきたいと考えております。

来月13日には第2回まちづくりフォーラムを甲良町公民館多目的ホールで開催をいたします。この課題の糸口となる田園回帰、関係人口、過疎の町に移住している事例の講演を開催いたします。議員の皆さんもぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。

平成30年度も上半期を経過しました。後半の下半期では、事業縮減、事業仕分けなどの行政改革に着手をし、第三次の財政健全化計画の策定につなげ、行財政運営の硬直化が少しでも改善できるよう、内部取り組みに着手をしてまいります。

議員各位におかれましては、何かとご多様ではありますが、引き続き行政施策へのご提言や僭越ではありますが、日々の議員活動にお励みいただきますようお願い申し上げます、議会閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

す。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、平成30年9月甲良町議会定例会を閉会します。
ご苦勞さまでした。

(午後0時15分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 岡 田 隆 行